官　報　告

官　庁　事　項

官報サービスセンターの変更の公表について

令和７年６月11日　　内閣総理大臣　石破　　茂

官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第28条第６項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布の委託事項について、変更があったことから、令和７年１月７日付け官報号外第２号に掲載した官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更し、令和７年７月１日から適用することとしたので、公表する。

官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
官報サービスセンターの公表について
令和６年12月16日（令和７年７月１日変更）　　内閣総理大臣　石破　　茂
官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第14条第１項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布については、令和７年４月１日以降、以下の者に委託することとしたので、同条第２項並びに官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第26条第３項及び第39条の規定に基づき、公表する。なお、当該委託を受けた者は、官報サービスセンターと称する。
<table>
<tr><th>名称又は氏名</th><th>担当区域</th><th>事務所の所在地</th><th>事業時間</th><th>休業日</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
<tr><td>株式会社小山助学館</td><td>徳島県</td><td>徳島市万代町６―41―４</td><td>平日　10：00～18：00
土・祝日　10：00～17：00
日　13：00～17：00</td><td>年中無休</td><td>088―654―2135</td></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
</table>
（備考）［略］
</td><td>
官報サービスセンターの公表について
令和６年12月16日　　内閣総理大臣　石破　　茂
［同左］
<table>
<tr><th>名称又は氏名</th><th>担当区域</th><th>事務所の所在地</th><th>事業時間</th><th>休業日</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td colspan="6">［同左］</td></tr>
<tr><td>株式会社小山助学館</td><td>徳島県</td><td>徳島市万代町６―41―４</td><td>平日　10：00～18：30
土・祝日　10：00～17：00
日　13：00～17：00</td><td>年中無休</td><td>088―654―2135</td></tr>
<tr><td colspan="6">［同左］</td></tr>
</table>
（備考）［同左］
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

国　家　試　験

2025年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和７年６月11日　　人事院事務総長　佐々木雅之

１　試験の名称　2025年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）

２　試験の区分　護衛官

なお、護衛官（社会人）区分は、行わない。

３　対象官職　天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

４　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸給月額）
護衛官	公安職俸給表㈠　１級３号俸	216,400円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

５　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2025（令和７）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して５年を経過していない者及び2026（令和８）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者